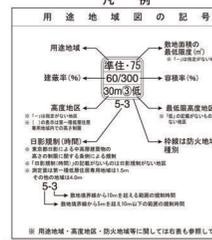
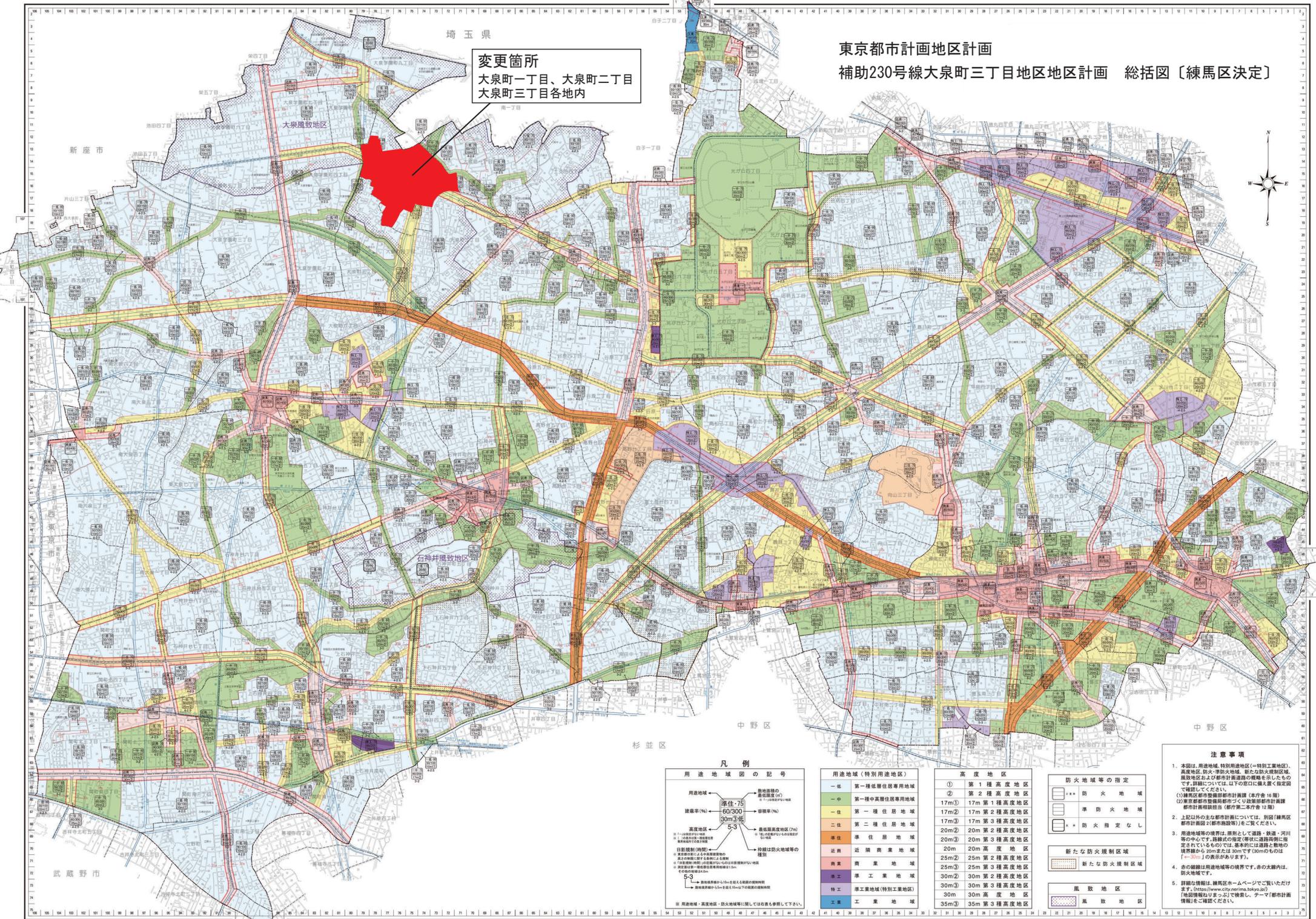


変更箇所  
大泉町一丁目、大泉町二丁目  
大泉町三丁目各区内

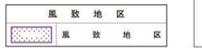
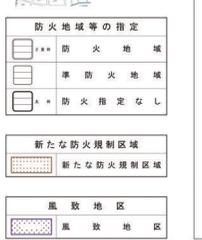


用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
住一	第一種住居地域
住二	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	特工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区



- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の指定を示したものです。詳細については、以下の窓口にお集まりください。  
(1)練馬区都市計画課都市計画課(本庁舎16階)  
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画部(都庁2階12号室)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。線形式の指定(形状に道路幅員に指定されている)については、基本的に道路幅員の境界線から30mまたは30mです(30mのものは「30m」の表示があります)。
  - 他の図面は用途地域等の境界です。赤の矢印内は、防火規制および新たな防火規制区域の境界線を示しています。詳細は、テーマ「都市計画情報」をご覧ください。
  - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。  
(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>)  
「施設情報」メニューで検索し、「テーマ」都市計画情報」をご覧ください。